

最高裁勝訴

『日本会議の研究』は名誉毀損・事実無根の書 であるとの判決確定!!

いかがわしい書を準聖典扱いとして信徒に虚偽情報を与えた教団に謝罪を要求します!



正義の判決を確定した最高裁判所

籍の該当箇所すべてが、原告の名誉を毀損しその社会的評価を低下させるものであること、並びに真実性も真実相当性も認められない(原告への取材すら行っていない等)と認定して賠償金の支払いを命じる判決を言い渡しました。令和2年1月30日、高裁判決はこの一審判決を基本的に維持しました。敗訴した菅野完被告はこの判決を不服として最高裁判所への上告を行っていましたが、棄却・確定したものです。

谷口雅宣総裁の教団が準聖典扱いにして、全国の組織行事等のテキストとして信徒に強要した『日本会議の研究』に対し、最高裁判所は、令和2年10月28日、『日本会議の研究』の著者菅野完被告の上告を棄却し、同書中の個人(81歳男性)についての記述が、同人の名誉を毀損し真実性も真実相当性も認められない虚偽記述であると認定し賠償金支払いを命じた東京高裁判決を確定させました。

この謝罪広告等請求事件は、平成28年5月1日に(株)扶桑社より発行され、これまで十数万部以上販売されている菅野完著『日本会議の研究』において、日本会議を支配する人物“等”と記載された個人が、その記載内容がまったく事実と反しており、虚偽事実のため名誉権が著しく侵害されており、同書籍の販売継続により重大かつ著しく回復困難な損害を蒙るとして、著者に対して損害賠償、謝罪広告及び出版差し止め等を請求した事件です。

東京地裁は、慎重な審理の結果、令和元年6月19日、原告個人の社会的地位を低下させる記述として削除を請求された本件書



著者のいかがわしい行状を報道した週刊誌の記事

谷口雅宣総裁及び現教団は、かかる虚偽に満ちた書であるにもかかわらず、総裁自ら自身のブログや各種刊行物において同書の内容を高く評価・推奨し、全国の教化部を通じて広く信徒に同書を頒布して教団の各種研修会等においてテキストとして使用させるなど、虚偽の流布に加担してきました。現に、教団の聖典頒布部門である世界聖典普及協会は、いまだに同書を「聖典・書籍」としてホームページに掲載(令和3年2月14日現在)し、販売を続けています。社会事業団はこれまで、この教団の誤りを指摘し続けて参りました。

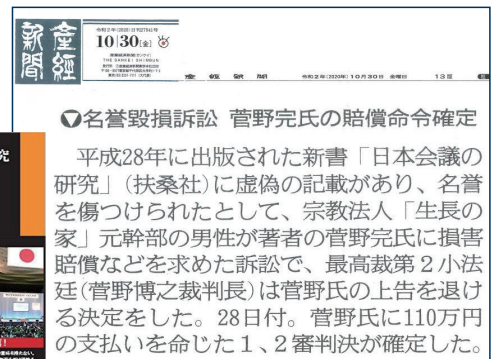
谷口雅宣総裁及び現教団は、かかるいかがわしい書を準聖典として信徒に虚偽情報を与え続けてきた悪業を猛省し、全信徒に直ちに謝罪するよう強く要求します。

下されたことに深く敬意を表し、心から歓迎します。本件書籍の著者である菅野完氏は、一審及び控訴審の裁判所がそれぞれ事実認定し最高裁判所の決定により確定したとおり、一審原告への取材すら行わず、同氏の名誉を著しく毀損する虚偽内容の記事を記載して同氏に重大かつ回復困難な損害を与え続けております。慎重な審理の結果、一審原告に関する『日本会議の研究』の記述には真実性が認められないとして賠償金の支払いを命じる判決が確定された以上、深く反省し、社会的責任を深く取っていただきたいと思っております。」



内田智弁護士(一審原告訴訟代理人)のコメント

「最高裁判所が、本日(令和2年10月28日)、公正かつ断固たる正義の決定を下されたことに深く敬意を表し、心から歓迎します。本件書籍の著者である菅野完氏は、一審及び控訴審の裁判所がそれぞれ事実認定し最高裁判所の決定により確定したとおり、一審原告への取材すら行わず、同氏の名誉を著しく毀損する虚偽内容の記事を記載して同氏に重大かつ回復困難な損害を与え続けております。慎重な審理の結果、一審原告に関する『日本会議の研究』の記述には真実性が認められないとして賠償金の支払いを命じる判決が確定された以上、深く反省し、社会的責任を深く取っていただきたいと思っております。」



最高裁決定を伝える産経新聞(令和2年10月30日付)



虚偽の書籍と認定された『日本会議の研究』

『日本会議の研究』訴訟 最高裁勝訴の歴史的意義

一、祖国再建・憲法改正の国民運動の崇高な名誉が護られた
歴史的意義

尊師谷口雅春先生は、戦後日本の混迷はすべて現憲法に起因するものであるとして、『諸悪の因』現憲法の改正を熱願されました。

尊師の願いを受けて、生長の家の信徒は、祖国再建・憲法改正の国民運動の中心となってきた尊い歴史があります。

菅野完被告は、平成二十八年、参議院選挙の直前、『憲法改正を阻止するため、『日本会議の研究』を急いで出版した』旨を明言しています。同書はこのような策謀の下、『安倍政権は日本会議というカルト的団体の支配下であり、その団体は元生長の家幹部の一個人が黒幕的支配者である』との一大虚構を捏造し流布することにより、愛国の国民運動に打撃を与えようとする明確な意図があったと論評されています。しかしながら、最高裁判所により確定した判決によって、同書の記事の真実性が否認され、国民運動の崇高な名誉が護られました。



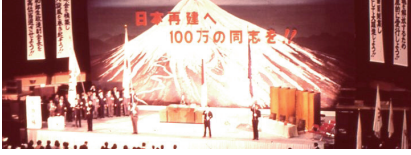
祖国再建の国民運動に立ち上がった人々
＜今上陛下御即位奉祝国民祭典＞

二、『理想世界』百万運動に挺身した同志達の誇りと名誉が護られた歴史的意義

昭和四十七年、『天皇を思う百万の愛国青年を結集する』との願いをもって、生長の家青年会の『理想世界』百万運動が発進しました。

青春を燃やし大伝道に立ち上がった全国の青年会同志の挺身により、昭和五十一年、感激の『理想世界』百万突破が実現しました。

尊師谷口雅春先生は、この



『理想世界』百万運動の誇りと名誉が護られた

最高裁勝訴の歴史的意義

『理想世界』百万突破を心から喜ばれ、「森田君が青年局長を拜命して以来『理想世界』誌百万部目標を立てて、邁進した結果、：百三万部を達成したという報告が来、同君の愛国の熱情が青年たちを鼓舞激励し牽引する力が如何に多いかを示していると思う。日本の国が思想的に危機に立っている今、日本を衛る者の中核となるものは『理想世界』誌だと思ふ。この神誌は住吉大神の宇宙浄化の機関誌である。日本の愛国青年よ、起て!!」（『生長の家』誌昭和51年3月号）と仰いました。ところが、菅野完被告は、『日本会議の研究』において虚偽の記述によって特定の個人を誹謗中傷し、この『理想世界』百万運動を汚し貶めています。この記述が、裁判所の判決において、真実性がないと認定されたのです。このたびの最高裁判所の正義の決定は、『理想世界』百万運動に捧げた全国の同志の方々の誇りと名誉を永遠に護るものであります。

三、まとめー尊師の願いを裏切った谷口雅宣総裁の現教団は本来の「生長の家」でないことを証明した最高裁勝訴

私達、生長の家社会事業団は、平成二十八年六月、谷口雅宣総裁の現教団が『日本会議の研究』を教団全組織のテキストとして推奨することを通達した際、断固として「生長の家立教の使命に反する」として「公式声明」を発表し、教団の誤った方針に対して指弾しました。

生長の家社会事業団は、尊師谷口雅春先生より、永遠に生長の家の正統な教義を護持し普及する聖なる使命を授けられた真実の「生長の家」として、このたびの最高裁判所勝訴により、谷口雅宣総裁の現教団が、尊師の願いを裏切っており、本来の「生長の家」とは全く別物となっていることが証明されたと宣言するものです。

令和三年三月一日（尊師立教九十一周年の日）



教団の過ちを指弾した
社会事業団公式声明
(平成28年6月20日)

『日本会議の研究』訴訟関係年表

| 年 | 月 | 事項 |
|----|----|---|
| 平成 | 27 | 2 菅野完被告、扶桑社開設のインターネットサイト（ハーバービジネスオンライン）に日本会議に関する連載開始 |
| | 28 | 5 扶桑社より菅野被告著作の『日本会議の研究』発行。『理想世界』百万運動はじめ多くの事実無根・名誉毀損の記事があるため、東京地方裁判所に当該虚偽記載の削除を扶桑社に求める仮処分命令の申立を行う。 |
| | | 6 谷口雅宣総裁の現教団は、最高首脳者会において「今夏の参議院選挙に対する生長の家の方針（与党とその候補者を支持しない）」を決定。同方針を信徒に周知せしめる目的で菅野完著『日本会議の研究』を、国内全教区に配布し信徒に購入を勧め、世界聖典普及協会に取り扱わせて生長の家講習会や教化部を通じて頒布する旨を通達した。 |
| | | 6 谷口雅宣総裁の現教団は、最高首脳者会において「今夏の参議院選挙に対する生長の家の方針（与党とその候補者を支持しない）」を決定。同方針を信徒に周知せしめる目的で菅野完著『日本会議の研究』を、国内全教区に配布し信徒に購入を勧め、世界聖典普及協会に取り扱わせて生長の家講習会や教化部を通じて頒布する旨を通達した。 |
| | | 10 菅野完本人に対する謝罪広告・損害賠償・削除請求の民事訴訟を提訴 |
| 令和 | 元 | 29 1 東京地裁、扶桑社に対し、『日本会議の研究』の名誉毀損・事実無根の箇所を削除しなければ発行を差し止める旨の仮処分命令を下す。 |
| | 6 | 10 東京地裁、原告勝訴・菅野被告敗訴の判決。『日本会議の研究』は原告の名誉を毀損し、真実性・真実相当性も認められないとして損害賠償を菅野被告に命令 |
| | 2 | 1 東京高裁、地裁判決を基本的に維持する判決を下す。 |
| | 10 | 1 最高裁判所、菅野被告の上告棄却、原告の勝訴確定 |

（文責 公益財団法人生長の家社会事業団理事長 久保文剛）